



目 次	
訓 令	ページ
◎機構改革等に伴う関係訓令の整備に関する訓令	1
高知県公営企業局訓令	
高知県教育委員会訓令	
◎高知県脱炭素社会推進本部設置規程の一部を改正する訓令	2
高知県公営企業局訓令	
高知県教育委員会訓令	
高知県警察本部訓令	
◎高知県豪雨災害対策推進本部設置規程の一部を改正する訓令	2
◎高知県南海トラフ地震対策推進本部設置規程の一部を改正する訓令	3
高知県教育委員会訓令	
◎高知県元気な未来創造戦略推進本部設置規程	3
◎高知県産業振興推進本部設置規程の一部を改正する訓令	4
◎高知県スポーツ振興推進本部設置規程の一部を改正する訓令	4
◎高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部設置規程を廃止する訓令	4
高知県教育委員会訓令	
高知県警察本部訓令	
◎高知県青少年対策推進本部等設置規程の一部を改正する訓令	4
◎高知県社会資本整備推進本部設置規程の一部を改正する訓令	5

訓 令

高知県訓令第2号

本 庁
各 出 先 機 関

機構改革等に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

令和6年4月1日
高知県知事 濱田 省司

機構改革等に伴う関係訓令の整備に関する訓令
(高知県電子計算機運営規程の一部改正)

第1条 高知県電子計算機運営規程(平成6年4月高知県訓令第8号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「総務部デジタル政策課」を「総合企画部デジタル政策課」に改める。

第4条第1項中「総務部デジタル政策課長」を「総合企画部デジタル政策課長」に改める。

第18条及び第19条中「総務部長」を「総合企画部長」に改める。

(高知県鳥獣保護管理員の服務等に関する規程の一部改正)

第2条 高知県鳥獣保護管理員の服務等に関する規程(昭和38年11月高知県訓令第47号)の一部を次のように改正する。

第3条中「中山間振興・交通部鳥獣対策課長」を「総合企画部中山間地域対策課長」に改める。

別記様式中「@」を削る。
(高知県中山間総合対策本部設置規程の一部改正)

第3条 高知県中山間総合対策本部設置規程(平成7年4月高知県訓令第19号)の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「中山間振興・交通部長」を「理事(人口減少・中山間担当)」に改め、同条第5項中「総務部副部長」を

「総合企画部副部長、総務部副部長」に、「文化生活スポーツ部副部長」を「文化生活部副部長」に、「産業振興推進部地域産業振興監、中山間振興・交通部副部長」を「及び地域産業振興監」に、「観光振興部副部長」を「観光振興スポーツ部副部長」に、「及び」を「並びに」に改める。

第6条第3項中「中山間振興・交通部中山間地域対策課長」を「総合企画部中山間地域対策課長」に、「中山間振興・交通部中山間地域対策課課長補佐」を「総合企画部中山間地域対策課課長補佐」に改め、同条第4項中「中山間振興・交通部中山間地域対策課」を「総合企画部中山間地域対策課」に改める。

(高知県法制審議会規程の一部改正)

第4条 高知県法制審議会規程(昭和36年12月高知県訓令第34号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中第4号を削り、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

- (1) 総合企画部長
- 第3条第2項第5号及び第6号を次のように改める。
- (5) 文化生活部長
- (6) 産業振興推進部長

第3条第2項第8号を次のように改める。
(8) 観光振興スポーツ部長

第4条第1項中「総務部法務文書課長、政策企画課長、行政管理課長、財政課長」を「総合企画部政策企画課長並びに総務部財政課長、法務文書課長、行政管理課長」に改める。

(高知県公印規程の一部改正)

第5条 高知県公印規程(昭和41年9月高知県訓令第50号)の一部を次のように改正する。

別表知事印の項中
「総務部
財政課
長」

を
「総合企画部政策企画課長
総務部
財政課
長」

に、「文化生活スポーツ部文化国際課長」を「文化生活部文化国際課長」に、「産業振興推進部計画推進課長」を「産業振興推進部産業政策課長」に改め、「中山間振興・交通部中山間地域対策課長」を削り、「観光振興部観光政策課長」を「観光振興スポーツ部観光政策課長」に、「土木部公園下水道課長」を「土木部公園上下水道課長」に改め、同表部長印の項中

「総務部
財政課
長」

を
「総合企画部政策企画課長
総務部
財政課
長」

に、「文化生活スポーツ部文化国際課長」を「文化生活部文化国際課長」に、「産業振興推進部計画推進課長」を「産業振興推進部産業政策課長」に改め、「中山間振興・交通部中山間地域対策課長」を削り、「観光振興部観光政策課長」を「観光振興スポーツ部観光政策課長」に改める。

(高知県障害者施策推進本部設置規程の一部改正)

第6条 高知県障害者施策推進本部設置規程（昭和57年4月高知県訓令第10号）の一部を次のように改正する。

別表本部員の項中
「総務部長」
を
「総合企画部長
総務部長」
に、「文化生活スポーツ部長」を「文化生活部長」に改め、「中山間振興・交通部長」を削り、「観光振興部長」を「観光振興スポーツ部長」に改め、同表幹事の項中
「総務部政策企画課長
総務部広報広聴課長」

を
「総合企画部政策企画課長
総合企画部広報広聴課長
総合企画部デジタル政策課長
総合企画部交通運輸政策課長」

に改め、「総務部デジタル政策課長」を削り、「文化生活スポーツ部文化国際課長」を「文化生活部文化国際課長」に、「文化生活スポーツ部県民生活課長」を「文化生活部県民生活課長」に、「文化生活スポーツ部私学・大学支援課長」を「文化生活部私学・大学支援課長」に改め、「文化生活スポーツ部スポーツ課長」及び「中山間振興・交通部交通運輸政策課長」を削り、

「観光振興部観光政策課長」
を
「観光振興スポーツ部観光政策課長
観光振興スポーツ部スポーツ課長」

に、「土木部公園下水道課長」を「土木部公園上下水道課長」に改める。

（高知県男女共同参画推進本部設置規程の一部改正）

第7条 高知県男女共同参画推進本部設置規程（昭和51年7月高知県訓令第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1中
「総務部長」
を
「総合企画部長
総務部長」

に、「文化生活スポーツ部長」を「文化生活部長」に改め、「中山間振興・交通部長」を削り、「観光振興部長」を「観光振興スポーツ部長」に改める。

別表第2中「総務部政策企画課長」を「総合企画部政策企画課長」に、「文化生活スポーツ部文化国際課長」を「文化生活部文化国際課長」に、「産業振興推進部計画推進課長」を「産業振興推進部産業政策課長」に改め、「中山間振興・交通部中

山間地域対策課長」を削り、「観光振興部観光政策課長」を「観光振興スポーツ部観光政策課長」に、「教育委員会」を「教育委員会事務局」に改める。
（高知県県民生活対策協議会設置規程の一部改正）

第8条 高知県県民生活対策協議会設置規程（昭和56年4月高知県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「文化生活スポーツ部長」を「文化生活部長」に改める。

第9条中「文化生活スポーツ部県民生活課」を「文化生活部県民生活課」に改める。

別表第1中「総務部長」を「総合企画部長」に改める。
別表第2中
「総務部政策企画課長
総務部広報広聴課長」

を
「総合企画部政策企画課長
総合企画部広報広聴課長
総合企画部交通運輸政策課長」

に、「文化生活スポーツ部県民生活課長」を「文化生活部県民生活課長」に改め、「中山間振興・交通部交通運輸政策課長」を削り、「観光振興部観光政策課長」を「観光振興スポーツ部観光政策課長」に、「教育委員会」を「教育委員会事務局」に改める。

（高知県公共補償等審査会規程の一部改正）

第9条 高知県公共補償等審査会規程（昭和51年12月高知県訓令第25号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「文化生活スポーツ部長」を「文化生活部長」に改め、同条第5項中「文化生活スポーツ部文化国際課長」を「文化生活部文化国際課長」に改める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

訓 令
公 営 企 業 局 訓 令
教 育 委 員 会 訓 令

高知県訓令第3号
高知県公営企業局訓令第3号
高知県教育委員会訓令第4号

本 庁
各 出 先 機 関
公 営 企 業 局 本 局
公 営 企 業 局 各 事 業 所
公 営 企 業 局 各 病 院
教 育 委 員 会 事 務 局

教育委員会事務局各事務所
高知県脱炭素社会推進本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年4月1日

高知県知事 濱田 省司
高知県公営企業局長 澤田 昌宏
高知県教育長 長岡 幹泰

高知県脱炭素社会推進本部設置規程の一部を改正する訓令

高知県脱炭素社会推進本部設置規程（令和4年4月高知県公営企業局訓令第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1中
「総務部長」
を
「総合企画部長
総務部長」

に、「文化生活スポーツ部長」を「文化生活部長」に改め、「中山間振興・交通部長」を削り、「観光振興部長」を「観光振興スポーツ部長」に改める。

別表第2中
「総務部副部长（総括）」
を
「総合企画部副部长（総括）
総務部副部长（総括）」

に、「文化生活スポーツ部副部长（総括）」を「文化生活部副部长（総括）」に改め、「中山間振興・交通部副部长（総括）」を削り、「観光振興部副部长（総括）」を「観光振興スポーツ部副部长（総括）」に改める。

附 則
この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

訓 令
公 営 企 業 局 訓 令
教 育 委 員 会 訓 令
警 察 本 部 訓 令

高知県訓令第4号
高知県公営企業局訓令第4号
高知県教育委員会訓令第5号
高知県警察本部訓令第9号

本 庁

各 出 先 機 関
公 営 企 業 局 本 局
公 営 企 業 局 各 事 業 所
公 営 企 業 局 各 病 院
教 育 委 員 会 事 務 局
教 育 委 員 会 事 務 局 各 事 務 所
警 察 本 部
警 察 署

高知県豪雨災害対策推進本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年4月1日

高知県知事 濱田 省司
高知県公営企業局長 澤田 昌宏
高知県教育長 長岡 幹泰
高知県警察本部長 高清水 善弘

高知県豪雨災害対策推進本部設置規程の一部を改正する訓令

高知県豪雨災害対策推進本部設置規程（平成30年9月 高知県訓令第6号、高知県公営企業局訓令第1号、高知県教育委員会訓令第5号、高知県警察本部訓令第10号）の一部を次のように改正する。

令第6号
営企業局訓令第1号
育委員会訓令第5号
察本部訓令第10号
別表第1中
「理事・東京事務所長」
を
「理事・東京事務所長
総合企画部長」
に、「文化生活スポーツ部長」を「文化生活部長」に改め、「中山間振興・交通部長」を削り、「観光振興部長」を「観光振興スポーツ部長」に改める。
別表第2中
「総務部財政課長」
を
「総合企画部政策企画課長
総務部財政課長」
に、「文化生活スポーツ部文化国際課長」を「文化生活部文化国際課長」に、「産業振興推進部計画推進課長」を「産業振興推進部産業政策課長」に改め、「中山間振興・交通部中山間地域対策課長」を削り、「観光振興部観光政策課長」を「観光振興スポーツ部観光政策課長」に、「警察本部警備部災害対策課長」を「警察本部警備部警備第二課危機管理官」に改める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

高知県訓令第5号
高知県公営企業局訓令第5号
高知県教育委員会訓令第6号
高知県警察本部訓令第10号

本 庁
各 出 先 機 関
公 営 企 業 局 本 局
公 営 企 業 局 各 事 業 所
公 営 企 業 局 各 病 院
教 育 委 員 会 事 務 局
教 育 委 員 会 事 務 局 各 事 務 所
警 察 本 部
警 察 署

高知県南海トラフ地震対策推進本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年4月1日

高知県知事 濱田 省司
高知県公営企業局長 澤田 昌宏
高知県教育長 長岡 幹泰
高知県警察本部長 高清水 善弘

高知県南海トラフ地震対策推進本部設置規程の一部を改正する訓令

高知県南海トラフ地震対策推進本部設置規程（令和2年6月 高知県訓令第13号、高知県公営企業局訓令第4号、高知県教育委員会訓令第10号、高知県警察本部訓令第13号）の一部を次のように改正する。

知県訓令第13号
知県公営企業局訓令第4号
知県教育委員会訓令第10号
知県警察本部訓令第13号
別表第1中
「理事・東京事務所長」
を
「理事・東京事務所長
総合企画部長」
に、「文化生活スポーツ部長」を「文化生活部長」に改め、「中山間振興・交通部長」を削り、「観光振興部長」を「観光振興スポーツ部長」に改める。

別表第2中「総務部政策企画課長」を「総合企画部政策企画課長」に、「文化生活スポーツ部文化国際課長」を「文化生活部文化国際課長」に、「産業振興推進部計画推進課長」を「産業振興推進部産業政策課長」に改め、「中山間振興・交通部中山間地域対策課長」を削り、「観光振興部観光政策課長」を「観光振興スポーツ部観光政策課長」に、「警察本部警備部災害対策課長」を

「警察本部警備部警備第二課危機管理官」に改める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

**訓 令
教 育 委 員 会 訓 令**

高知県訓令第6号

高知県教育委員会訓令第7号

本 庁
各 出 先 機 関
教 育 委 員 会 事 務 局
教 育 委 員 会 事 務 局 各 事 務 所

高知県元気な未来創造戦略推進本部設置規程を次のように定める。

令和6年4月1日

高知県知事 濱田 省司
高知県教育長 長岡 幹泰

**高知県元気な未来創造戦略推進本部設置規程
(設置)**

第1条 人口減少による負の連鎖を克服し、本県の地方創生の実現に向けて県民と協働して取り組む高知県元気な未来創造戦略を関係部局の連携の下で効果的に推進するため、高知県元気な未来創造戦略推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

（構成）

第2条 推進本部の構成員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本部長
- (2) 副本部長
- (3) 本部長次長
- (4) 本部長部員
- (5) 地域本部長

- 2 本部長は、知事をもって充てる。
- 3 副本部長は、副知事をもって充てる。
- 4 本部長次長は、理事（人口減少・中山間担当）をもって充てる。
- 5 本部長部員は、総合企画部長、総務部長、健康政策部長、子ども・福祉政策部長、文化生活部長、産業振興推進部長、商工労働部長、観光振興スポーツ部長、農業振興部長、林業振興・環境部長、水産振興部長、土木部長及び教育長をもって充てる。ただし、本部長が必要があると認めるときは、他の理事又は部局長を本部長部員とすることができる。
- 6 地域本部長は、産業振興推進部地域産業振興監をもって充てる。（職務）

第3条 本部長は、推進本部を代表し、その事務を統括する。
2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 本部長は、本部長の命を受け、推進本部の連絡調整に関する事務その他特命に係る事務を処理する。

4 本部長及び地域本部長は、本部長の命を受け、それぞれの職務に応じて推進本部の事務に参画するものとする。
(所掌事務)

第4条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 高知県元気な未来創造戦略の推進及び見直しに関すること。

(2) 地方創生の検討及び推進に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、地方創生に関連する重要事項に関すること。

(プロジェクトチーム)

第5条 本部長は、推進本部の所掌する事務を効率的に処理するため、推進本部の下にプロジェクトチームを設置することができる。

2 プロジェクトチームの名称、所掌事務、構成員等は、本部長が定める。

(事務局)

第6条 推進本部の事務を処理するため、推進本部に事務局を置く。

2 事務局に事務局長、事務局次長及び事務局職員を置く。

3 事務局長は、総合企画部政策企画課長をもって充てる。

4 事務局次長は、総合企画部政策企画課企画監をもって充てる。

5 事務局職員は、総合企画部政策企画課の職員をもって充てる。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

高知県訓令第7号

高知県教育委員会訓令第8号

本 庁
各 出 先 機 関
教 育 委 員 会 事 務 局
教 育 委 員 会 事 務 局 各 事 務 所

高知県産業振興推進本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年4月1日

高知県知事 濱田 省司
高知県教育長 長岡 幹泰

高知県産業振興推進本部設置規程の一部を改正する訓令

高知県産業振興推進本部設置規程（令和2年4月^{高知県訓令第}
^{高知県教育委}

8号^{員会訓令第6号}）の一部を次のように改正する。

第2条第5項中「理事・東京事務所長、総務部長、文化生活スポーツ部長、中山間振興・交通部長」を「理事（人口減少・中山間担当）、総合企画部長、総務部長、健康政策部長、子ども・福祉政策部長」に、「観光振興部長」を「観光振興スポーツ部長」に改める。

第6条第4項中「総務部政策企画課長、文化生活スポーツ部文化国際課長、産業振興推進部計画推進課長、産業振興推進部産学官民連携課長、産業振興推進部地産地消・外商課長、中山間振興・交通部中山間地域対策課長、中山間振興・交通部移住促進課長」を「総合企画部政策企画課長、総務部財政課長、健康政策部保健政策課長、子ども・福祉政策部地域福祉政策課長、産業振興推進部産業政策課長」に、「観光振興部観光政策課長」を「観光振興スポーツ部観光政策課長」に改める。

第7条第5項第2号中「観光振興部地域観光課長」を「観光振興スポーツ部地域観光課長」に改める。

第8条第3項中「産業振興推進部計画推進課長」を「産業振興推進部産業政策課長」に改め、同条第4項中「産業振興推進部計画推進課長補佐」を「産業振興推進部産業政策課長補佐」に改め、同条第5項中「産業振興推進部計画推進課」を「産業振興推進部産業政策課」に改める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

高知県訓令第8号

高知県教育委員会訓令第9号

本 庁
各 出 先 機 関
教 育 委 員 会 事 務 局
教 育 委 員 会 事 務 局 各 事 務 所

高知県スポーツ振興推進本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年4月1日

高知県知事 濱田 省司
高知県教育長 長岡 幹泰

高知県スポーツ振興推進本部設置規程の一部を改正する訓令

高知県スポーツ振興推進本部設置規程（平成29年5月^{高知県訓}
^{高知県教}

令第7号^{育委員会訓令第8号}）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「文化生活スポーツ部長」を「観光振興スポー

ツ部長」に改め、同条第5項中「総務部長」を「総合企画部長、総務部長」に、「産業振興推進部長、中山間振興・交通部長」を「文化生活部長、産業振興推進部長」に改め、「観光振興部長」を削る。

第6条第3項中「文化生活スポーツ部スポーツ課長」を「観光振興スポーツ部スポーツ課長」に改め、同条第4項中「文化生活スポーツ部スポーツ課課長補佐」を「観光振興スポーツ部スポーツ課課長補佐」に改め、同条第5項中「文化生活スポーツ部スポーツ課」を「観光振興スポーツ部スポーツ課」に改める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

高知県訓令第9号

高知県教育委員会訓令第10号

本 庁
各 出 先 機 関
教 育 委 員 会 事 務 局
教 育 委 員 会 事 務 局 各 事 務 所

高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部設置規程を廃止する訓令を次のように定める。

令和6年4月1日

高知県知事 濱田 省司
高知県教育長 長岡 幹泰

高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部設置規程を廃止する訓令

高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部設置規程（令

和2年12月^{高知県訓令第16号}
^{高知県教育委員会訓令第14号}）は、廃止する。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

訓 令
教 育 委 員 会 訓 令
警 察 本 部 訓 令

高知県訓令第10号

高知県教育委員会訓令第11号

高知県警察本部訓令第11号

本 庁
各 出 先 機 関
教 育 委 員 会 事 務 局
教 育 機 関
警 察 本 部
警 察 署

高知県青少年対策推進本部等設置規程の一部を改正する訓令を

次のように定める。

令和6年4月1日

高知県知事 濱田 省司
高知県教育長 長岡 幹泰
高知県警察本部長 高清水 善弘

高知県青少年対策推進本部等設置規程の一部を改正する訓令

高知県青少年対策推進本部等設置規程（昭和39年5月高知県教育委員会訓令第1号、高知県警察本部訓令第4号）の一部を次のように改正する。

別表本部員の項中「総務部長」を「総合企画部長」に、「文化生活スポーツ部長 商工労働部長」

を「文化生活部長 商工労働部長 観光振興スポーツ部長」に改め、同表幹事の項中「総務部広報広聴課長」を「総合企画部広報広聴課長」に、

「文化生活スポーツ部文化国際課長 文化生活スポーツ部県民生活課長 文化生活スポーツ部私学・大学支援課長 文化生活スポーツ部スポーツ課長 商工労働部雇用労働政策課長」

を「文化生活部文化国際課長 文化生活部県民生活課長 文化生活部私学・大学支援課長 商工労働部雇用労働政策課長 観光振興スポーツ部スポーツ課長」に改める。

附 則
この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

高知県訓令第11号
高知県教育委員会訓令第12号
高知県警察本部訓令第12号

本 庁
各 出 先 機 関
教 育 委 員 会 事 務 局
警 察 本 部

高知県社会資本整備推進本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年4月1日

高知県知事 濱田 省司
高知県教育長 長岡 幹泰
高知県警察本部長 高清水 善弘

高知県社会資本整備推進本部設置規程の一部を改正する訓令

高知県社会資本整備推進本部設置規程（平成29年6月高知県教育委員会訓令第11号、高知県警察本部訓令第22号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「土木部参事兼土木政策課長」を「土木部土木政策課長」に改める。

別表第1中「総務部長」を「理事・東京事務所長 総合企画部長 総務部長」に改め、「文化生活スポーツ部長」を「文化生活部長」に改め、「中山間振興・交通部長」を削り、「観光振興部長」を「観光振興スポーツ部長」に改め、「理事・東京事務所長」を削る。

別表第2中「総務部財政課長」を「総合企画部政策企画課長 総務部財政課長」に改め、「文化生活スポーツ部文化国際課長」を「文化生活部文化国際課長」に、「産業振興推進部計画推進課長」を「産業振興推進部産業政策課長」に改め、「中山間振興・交通部中山間地域対策課長」を削り、「観光振興部観光政策課長」を「観光振興スポーツ部観光政策課長」に改める。

附 則
この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

本 庁
各 出 先 機 関
教 育 委 員 会 事 務 局
警 察 本 部

高知県社会資本整備推進本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。